

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	海南市 個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

海南市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

和歌山県海南市長

公表日

令和7年8月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	1.住民税システム 2.申告受付支援システム 3.地方税電子申告支援サービス 4.課税資料イメージ管理サービス 5.証明書コンビニ交付システム 6.統合宛名システム 7.中間サーバー 8.個人住民税申告ポータル
2. 特定個人情報ファイル名	
1.住民税課税台帳ファイル 2.申告受付情報ファイル 3.地方税電子申告情報ファイル 4.国税連携情報ファイル 5.年金特徴情報ファイル 6.課税原票イメージファイル 7.宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号別表 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 (別表における情報提供の根拠) 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 の各項 (別表における情報照会の根拠) 上記命令第二条の表第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第五十条で定めるもの」に該当する項 表48項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	海南市役所 総務部 総務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8590
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	海南市役所 総務部 税務課 〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂11番地 TEL 073-483-8416
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[] 内部監査 [O] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ユーザ認証の管理を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	岡島 正幸	中 圭史	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-7 請求先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	住所の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成29年11月6日	I-8 連絡先	和歌山県海南市日方1525番地6	和歌山県海南市南赤坂11番地	事後	住所の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成30年4月1日	I-5-②所属長	税務課長 中 圭史	税務課長 橋本 伸木	事後	所属長の変更によるもので重要な変更にあたらない。
平成31年4月1日	I-5-②所属長の役職名	税務課長 橋本 伸木	税務課長	事後	様式改正に伴う変更のため
平成31年4月1日	II-1-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	II-2-いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	様式改正に伴う時点更新のため
平成31年4月1日	IVリスク対策	—	項目追加	事後	様式改正に伴う項目追加のため
令和1年6月1日	I-4-②法令上の根拠			事後	法改正に伴う項番号追加
令和2年1月1日	II-1-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和2年1月1日	II-2-いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事後	再実施に伴う時点更新のため
令和3年8月30日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	法改正に伴う変更のため
令和3年8月30日	II-1-いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	法改正に伴う時点更新のため
令和3年8月30日	II-1-いつの時点の計数か	令和2年1月1日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	法改正に伴う時点更新のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I-1-②事務の概要	<p>地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書の出力</p>	<p>地方税法等の規定に則り、住民税の当初課税、異動、照会や証明書の発行・通知書の出力等を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①課税原票の照会 ②住民税課税情報の照会 ③課税データ、給与所得者の異動届の入力 ④納税通知書・税額決定通知書及び特別徴収税額通知書(給与所得者)の出力 ⑤公的年金からの特別徴収に係る年金支払者への各種通知 ⑥扶養是正等に係る税務署への通知 ⑦住登外課税に係る通知及び所得照会 ⑧情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。</p>	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-1-③システムの名称	<p>1.住民税システム 2.申告受付支援システム 3.地方税電子申告支援サービス 4.統合宛名システム 5.中間サーバー・ソフトウェア</p>	<p>1.住民税システム 2.申告受付支援システム 3.地方税電子申告支援サービス 4.課税資料イメージ管理サービス 5.証明書コンビニ交付システム 6.統合宛名システム 7.中間サーバー 8.個人住民税申告ポータル</p>	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-2特定個人情報ファイル名	<p>1.住民税課税台帳ファイル 2.申告受付情報ファイル 3.地方税電子申告情報ファイル 4.国税連携情報ファイル 5.年金特徴情報ファイル 6.宛名情報ファイル</p>	<p>1.住民税課税台帳ファイル 2.申告受付情報ファイル 3.地方税電子申告情報ファイル 4.国税連携情報ファイル 5.年金特徴情報ファイル 6.課税原票イメージファイル 7.宛名情報ファイル</p>	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更
令和7年8月29日	I-3-個人番号の利用	番号法別表第一の16の項	<p>・番号法第9条第1項、別表24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>	事前	様式改正及びシステム標準化に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年8月29日	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、 18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、 38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、 62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85 の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、115、116、119の項</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の27の項</p>	<p>・番号法第19条第8号別表 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人 情報の提供に関する命令(令和六年デジタル 庁・総務省令第九号) 第2条 (別表における情報提供の根拠) 上記命令第2条の表第3欄(情報提供者)が「市 町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に 「地方税関係情報」が含まれる項 表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、3 7、39、42、48、49、53、57、58、59、63、 65、66、69、73、75、76、81、83、84、8 6、87、88、89、90、91、92、96、98、10 6、108、115、124、125、129、130、13 2、137、138、140、141、142、144、14 7、151、152、155、156、158、160、16 1、163、164、165、166、167、168、16 9、170、171、172、173 の各項</p> <p>(別表における情報照会の根拠) 上記命令第2条の表第1欄(情報照会者)が「市 町村長」のうち、第2欄(事務)が「地方税法その 他の地方税に関する法律及びこれらの法律に 基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与 税に関する法律(平成三十一年法律第三号)に よる地方税又は森林環境税の賦課徴収に関す る事務であって第五十条で定めるもの」に該当 する項 表48項</p>	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更
令和7年8月29日	II-1-1-いつの時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更
令和7年8月29日	II-2-1-いつの時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更
令和7年8月29日	IV-8-人為的ミスが発生する リスクへの対策は十分か	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更
令和7年8月29日	IV-8-判断の根拠	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更
令和7年8月29日	IV-9-実施の有無	自己点検	外部監査	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更
令和7年8月29日	IV-11-最も優先度が高いと考 えられる対策	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更
令和7年8月29日	IV-11-判断の根拠	—	項目追加	事前	様式改正及びシステム標準化 に伴う変更